

環境倫理の可能性

三 国 千 秋 *

Bases of Environmental Ethics

Chiaki Mikuni *

Received October 30, 1998

はじめに

環境問題の解決のために、一般的には、環境に対する個々人の意識やモラルの点から論じられることも多いが、そうした意識やモラルの面から論じるだけではおのずから限界がある。そのためには、まず個々の問題を統一的にとらえる視点、それに基づくしっかりしたビジョン、コンセプトが必要であり、これなしには、対処療法的に問題をただ先送りすることにしかならないだろう。

筆者は、環境問題の背後には様々な対立、すなわち意見の対立や考え方の違い、様々な利害の対立があると考えるが、このような対立の解決の場合、個々人の意見や考え方をできるだけ尊重しながら、対立点や問題点を明確にし、一步一步解決策を模索しながら進むのが最短距離であるように思われる。ここには、対立や対立の解決についての従来とは違った新しい見方が求められる。いずれにしても、拙論における筆者の立場は、何よりも環境問題を解決するにはどうしたらよいかという実践的視点に立つものであり、環境倫理をそのための理論的手がかりとして位置づけるということにある。

第1章 ドイツでの環境教育の視点から

1997年、筆者は、環境市民グループ（環境NGO）のメンバーの一員として、金沢青年会議所のメンバー、金沢市および石川県の職員と共に、ドイツの環境先進都市フライブルクを訪れた。その際に、フライブルク市のシェーンベルク小学校の環境教育の現場を訪れ、取り組みについての話を聞いたが、この学校の環境教育は、以下の三つのテーゼから出発している。

1. 地球を汚すことはやめなければならない。
2. 地球の資源には限りがある。

* 外国語学部
Faculty of Foreign Languages

3. 地球はわれわれのものではなく、われわれの子供たちのものである。

次いで、この三つのテーゼから以下のような結論に導かれる。すなわち、「このテーゼを真剣に受け止めるならば、エコロジカルな視点に立って、次のような認識に達する。われわれは環境意識を目覚めさせ、環境に対して責任を持つ必要がある。そしてできるかぎりの努力をしながら、われわれ自身および子供たちをそのために教育する必要がある。」

この三つのテーゼについて解説すると、まず最初の命題、「地球を汚すことはやめなければならない」とは、いうまでもなく、人間の生活を支える基盤としての自然環境について述べている。つまり、いかなる人間の自由な活動も生活基盤である環境を無視してはなりたちえないということだ。と同時に、ここでは子供たちの視点に立って、この命題が述べられているということが重要である。人間は一人では生きていけない。これは小さな子供の場合に最も良くあてはまる。大人の助けがなければ、小さな子供は決して自分の力では生きてはいけないからである。赤ちゃんは生きていくために、その母親を絶対的に信頼しており、幼い子供たちは大人を信頼しなくては生きてはいけない。

このように、社会的に弱い立場にある子供は、生きる上では大人を信頼せざるをえないし、また大人たちが生活しているこの地球、地域の自然的・社会的環境を信頼せざるをえないということだ。「地球を汚すことはやめなければならない」というテーゼは、子供たちが安心して生まれて来るための基本的条件、彼らが大人を信頼するための基盤を意味しているのではないだろうか。

時には、環境問題のディスカッションの中に、大人たちの中から、われわれはもうこの地球上には長くは生きていないからとか、自分たちの生きている間は環境悪化はそう深刻にならないだろう、環境問題の解決のためには人間がみなこの地上からいなくなれば良い、といった極端な意見が飛び出すことがある。しかしながら、そうした発言は全く子供の立場を無視したものとといわざるをえない。そうした言葉によっては、大人は子供の信頼を獲ち得ることはできないだろう。皿を使って汚れたら、次に使う人のためにその皿を洗うのが当然である。プールを使用して汚れたら掃除をして次に使えるようにきれいにしておかなければならない。同じ様に、子供も大人も、自分たちが地球を汚したら、できるだけ自分たちで元通りにきれいしておく必要がある。

加えて、子供たちは、「地球上の資源には限りがある」という現実を知る必要がある。子供たちは、自分たちの住む地球は有限であり、自らの自由な行為や活動には自ずから制限があることを学ばねばならない。資源についても、水産資源や鉱物資源、水や空気や土は決して無限にあるものではなく、ストックは有限であり、そのような有限な生態系の中で生物の種や個々の生命が維持されているといえるのである。

最後のテーゼ、「世界はわれわれのものではなく、われわれの子供たちのものである」は、いわゆる「世代間の公平」という考えを表している。地球上に生活し、その資源を利用し、自由でのびやかな生活を送るのは、現に今生きているわれわれだけではない。「この地球は未来の世代から借り受けている」とか「できるだけきれいな環境にして次の世代に渡したい」という言葉も同じ発想から生じている。現在、特に重要な問題となっている、地球温暖化は、このような世代間の公平という面から見られるべきである。

以上をまとめるならば、この三つのテーゼは、子供と大人にとっての環境教育の基本的コンセプトであるのみならず、環境倫理の可能性にとっても基本的前提と見なすことができるのではないだろうか。

日本とドイツ、「豊かさ」感の比較

環境保護や環境教育のビジョンを形作るためには、われわれの具体的な生活との関わりで論ずる必要があるのは当然である。環境のことを問題にすると、時には、われわれは昔の生活に戻らねばならないとか、原始時代の生活に帰るなど不可能だという意見も飛び出す。もちろんそのような極論は、議論のための議論にすぎず、現実の社会生活や制度を無視して、個人の生活やライフスタイルに言及することから目をそらしてしまう結果となる。その意味では環境倫理も実行可能な事柄から出発すべきであり、実現可能な範囲で議論を展開すべきである。

個人の生活やライフスタイルは、その中心にある「豊かさ」感や考え方と不可分である。しかしながら、われわれは、個人の「豊かさ」感を絶対視することはできない。もちろん、「豊かさ」に対する考え方は、個々人の価値観に根差しており、物質的、心理的要因などが関係しており、多種多様であるだろう。とはいえ、そのような個人的な「豊かさ」感の形成には社会的要因も影響しているのであって、個人レベルの考え方を越えたところで、社会的な「豊かさ」感について語る事ができる。例えば、環境の面から、ドイツのフライブルクと日本の地域社会を比較してみるなら、両者の間には二つの異なる「豊かさ」感があるように思われる。

日本での「豊かさ」の特徴について語るさいに、まず目につくのは、あふれるほどの品物の多さとその種類である。スーパーマーケットやデパート、各種の商店にあふれるこれらの品物を見るなら、誰もがこの国は豊かだと思うだろう。お金を手にして店に入れば、何でも欲しいものが手に入るというのは実に「便利」である。しかし、ここで忘れてならないのは、われわれは日々の消費行動において、例えば野菜や魚、ビールやジュースなどを買うさいに、それらの品物を買うだけでなく、大抵は容器や包装材も買っているということである。そして、これらの容器や包装材は、役目が終わればゴミとして捨てられ、毎週あるいは毎日のように大量のゴミや廃棄物として各家庭から排出される。われわれがこのゴミとしての容器を買うのも「便利さ」のためである。

次に、食料品や生活必需品の他にも、エアコンやクーラー、自動車について考察してみると、ここでも「便利さ」が快適な暮らしの重要な要素となっていることに気がつく。家の中に入ると、毎日の電灯や温水機、冷蔵庫などの他にも、夏はエアコンやクーラー、冬は電気カーペットがスイッチ一つでわれわれに快適な生活を運んでくれる。通勤の際に自動車を利用するのは便利でコストも低く、雨の日にはとりわけ便利である。近くのスーパーに買い物に行くには自動車は便利であり、しかも買い物の中にエンジンをかけておくのは車内の空気を冷房するためである。だが、忘れてならないのは、このような「便利さ」は、大量のエネルギー消費という代価を支払って手にいれることができるということだ。

このような日本人のライフスタイル、その「豊かさ」の特徴である「便利さ」をフライブルクで見たもの、経験したものと比較してみると、そこにはもう一つ別の豊かさがあるように思われてならない。そこで体験した「豊かさ」感は「快適さ」と置き換えても良いが、例えば、市街地での自動車の騒音と排気ガスを避けるために自動車の乗り入れを規制することに表われ

ている。実際、フライブルク市で感じられる「豊かさ」を代表するものとは、街全体の「きれいな空気」、「静けさ」、「野鳥のさえずり」、「古い街並みの落ち着いた雰囲気」、すぐ手の届くところに流れる疎水の「きれいな水」などである。5月のフライブルクは夜8時頃まで明るいが、われわれは一週間の滞在の間、市の中心部や郊外のレストランやカフェでも、ほとんど毎日のように屋外で食事を取ることができたし、それがごく自然なことのよう思われた。

もちろん、こうした「快適さ」は、フライブルク市民の環境意識によっても支えられているといえる。しかし、一方で市民の意識を取り上げるとすれば、他方で、車の両輪のように様々な市の政策や施策が実施されている点も見逃すべきではないだろう。

例えば、フライブルク市が市全体の「きれいな空気」や「静けさ」のために選択した方法は、市の中心部に自動車の乗り入れ禁止地域を設けたことであり、通勤をはじめできるだけ公共交通機関を利用するような誘導策をとったことである。そのために、中心部の駐車場の料金を高く設定して、代わりに公共交通機関（路面電車の復活とバス）の料金を思い切って低く設定したり、電車と近郊のバス路線の接続を便利にして利用しやすくしたことである。他にも、早朝5:00から深夜12:00まで電車やバスを走らせる、1枚の切符で乗換えは自由、月の定期券は5000円以下、日曜日なら大人2人に子供4人まで利用できるし、またこの定期券を他人に貸しても良いなど、様々な工夫がなされている。

これと平行して、フライブルク市は、1989年からこれまで35億マルク（2450億円）を投じて、450kmにおよぶ自転車道の整備と自転車専用道路を建設してきた。自動車禁止区域の交通手段としては、歩行、自転車、路面電車の三つの方法が残り、これによって安全に街中を歩けること、きれいな空気と野鳥のさえずりが戻っただけでなく、市街地の商店街の活性化にもつながった。

さらに、フライブルク市民の間には、数年前から、エネルギーの浪費を止めゴミ減量化のために、リサイクルではなくリユーズや、なるべくゴミになるものを買わない「ゴミ回避」の政策が実施されている。そのための具体的な取り組みとしては、ゴミを税金で処理しないゴミの有料化、生ごみをコンポスト堆肥にして土に返すとか、トレーやラップを使用しない野菜や果物、簡易包装や秤売りなど様々なものを目にすることができる。特に、包装材のゴミ処理費用をメーカーが負担するというDSD社（デュアル・システム・ドイチェランド＝行政と企業による、ドイツ廃棄物処理二元システム）によるプロジェクトは、メーカー側からすればなるべくゴミの処理費用を削減するために、できるだけ簡易包装に切り替えたり、デポジット制度の導入に踏み切らせる結果となった。

以上をまとめるならば、人々の環境意識やモラルは、その社会の環境政策や制度と不可分の関係にあるということが出来る。そして、ここには、人々が生活環境や自然環境をどのようにとらえるかということが関わってくる。その点について次に見てみよう。

第2章 社会的共通資本の概念（宇沢弘文氏）を用いて

経済学者の宇沢弘文氏は、「社会的共通資本（social overhead capital）」の概念を提唱しているが、それは、都市や地域において様々な社会資本が集積されたものと考えられている。社会的共通資本は三つの部門に分けられる。1）都市や地域における社会資本（生活道路、電力、

上下水道、電車、バスなどの基礎的交通機関など)、2) 自然資本(土、水、空気など)、3) 制度的資本(教育・医療などの施設、公園、図書館などの自然的・文化的施設、さらには銀行などの金融的資本など)。(1)

歴史的に見て、社会的共通資本の考え方に先行しているのは、W・カップの社会的費用という概念である。ドイツ生れのアメリカの経済学者であったカップ(1910-76)は、第2次大戦前後における著しい生産力の拡大、技術革新の背後にひそむ人体の損傷、森林荒廃、農地の浸蝕などを取り上げ、『私的企業と社会的費用——現代資本主義における公害の問題』(1950)の中で、私企業の利潤追及によって発生する社会的費用に注目した。一般に、企業がなんらかの経済的生産活動を行う際に、企業は労賃、原材料などを負担しているが、これはその企業にとっての私的費用と見なされる。と同時に、騒音、悪臭、汚水などのように、「ある経済活動が、第三者あるいは社会全体に対して、直接的あるいは間接的に影響を及ぼし、さまざまなかたちでの被害を与えるとき、外部不経済(external dis-economies)が発生している」といわれる。(以上は平凡社、世界大百科事典を参考にした)

このように、外部不経済とは、何らかの自然に対する被害、身体的被害や損傷、社会的基盤の破壊を生み出すことをいう。したがって、社会的費用の定義としては、「外部不経済をともしなう現象について、第三者あるいは社会全体におよぼす悪影響のうち、発生者が負担していない部分をなんらかの方法で計測して、集計した額」と表わすことができる。(2)

しかしながら、残念なことに、このような社会的費用は企業による経済活動の中に内部化されることはなかった。理由は、宇沢氏も述べているように、近代経済学の中心的な学派である新古典派の経済理論では、「社会的費用を発生させるような経済活動はむしろ例外的な現象であって、それぞれの事例ごとに個別に考慮されるべき性質のものである」という考え方がとられてきたからである。(3)

それどころか、「資本主義的な経済社会の歴史的発展のプロセスで、産業公害の問題をはじめとして、さまざまなかたちでの社会的費用の発生は不可避なものであっただけでなく、このような社会的費用を第三者、とくに労働者あるいは低所得階層に転嫁することによって、はじめて資本主義的な経済制度のもとでの経済発展は可能であった」とさえいうことができる。「とくに、第二次世界大戦後、日本をはじめ多くの先進工業諸国において、重化学工業がきわめて早いテンポでおこなわれ、公害、環境破壊などのかたちでの社会的費用は増大し、多様化してきた」のであった。(4)

では、どうして、個々の企業が社会的費用を無視しえたのか。それは、新古典派理論の前提としての純粋な分権的市場制度にある。この制度の特徴のまず第一は、「生産手段の私有性」である。すなわち、各経済主体はそれぞれ所有する希少資源を、自己の私有物とみなして自由に使用できるという前提であり、またこの私有性とならんで、個々の企業や個人の経済活動の自由ということも暗黙の前提とみなされてきたからである。

しかしながら、今日の複雑な経済システムと希少資源の有限性に照らしてみるならば、果たしてそれで良いのだろうかという疑問が残る。資本という概念を広義の意味にとるならば、「生産・消費のプロセスにおいて必要とされる希少資源のストックを広く資本と呼び、この資本から生み出されるサービスを使ってさまざまな経済活動がおこなわれる」(5)と考えるとすれば、このような資本について、宇沢弘文氏によれば大きく次のように二つに分けられる。

どのような経済社会をとってみても、生産・消費活動をおこなうために必要となってくるような希少資源は二つのカテゴリーに分類される。各経済主体に付属され、自由に使用されるような私的資源、あるいは私的資本といわれるものが第一のカテゴリーである。これに対して、私的な経済主体には付属されず、社会全体にとって共通の財産であり、広い意味で社会的に管理されるような社会的資源、あるいはより正確には社会的共通資本という第二のカテゴリーが存在する。⁽⁶⁾

ここでわれわれは、「社会的共通資本」の特徴をより明確にすることができる。その第一は、「社会的共通資本」とは、特定の個人あるいは企業や団体、組織などに属するものでなく、特定の都市あるいは地域の住民にとっての共有の財産だということである。もちろん、いかなる希少資源を「社会的共通資本」とみなすかは、その地域の住民なり市民なりが、それをどの程度共有の財産とみなすか、という社会的同意やコンセンサスによる。例えば、川の水を例にとると、ある工場がある川から水を引いて利用する場合には、その川の水はその工場の私有とも見なされうるが、その工場から排出された廃液で川の水が汚染されて、下流域の住民にその影響がおよぶ場合、その川の水は工場の私有物であると同時に、住民にとっては「社会的共通資本」とみなされるであろう。

一般に、様々の社会資本、すなわち道路や公共交通機関、電力、ガスなどが社会的共通資本とみなされるのは当然であろう。しかしながら、日本の道路事情を見るなら、宇沢氏が指摘するように（『自動車の社会的費用』、岩波新書 1974）、わが国の道路は自動車中心に建設されて来たために、結果として歩行者や自転車を利用する者の権利が無視されているという意味では、十分に「社会的共通資本」という見方が社会的に定着しているとはいえない。

ここで、「社会的共通資本」の第二の特徴である、混雑（congestion）現象の発生について述べておく必要がある。つまり、社会的共通資本は無限なストックというわけにはいかないものであるから、それが無制限、無原則的に利用されると、必ずや混雑現象を伴うということである。言い換えれば、社会的共通資本が効率良く市民に配分され、そのサービスを効率良くおこなうためにも、何らかの制度によってその使用や利用を規制したり、その社会的費用を負担する必要がある。この例としては、例えば電気、水道などの公共料金、高速道路の料金、公共交通機関の運賃などがあげられる。

そうはいっても、そのような公共料金の設定にあたっては、無原則的に使用料を引き上げてはならないことはいうまでもない。理由は、公共料金のような生活に必要な基礎的費用は、所得にかかわらずこれを値上げすれば、高額所得者にとって負担は軽いものであっても、所得の低い人々からみれば、重い負担になって公共的サービスを受けにくいという状況が生まれるからである。

ところが、新古典派の理論では、第二の前提である「報酬」について、「各経済主体は、それぞれ自ら所有する生産要素を市場に供給して、市場価格によって評価された額を所得として得る」という前提に立っている。だとしたら、宇沢氏もいうように、「もしある人について、その所有する労働に対する市場の評価が低く、生存するために必要な収入を得られない⁽⁷⁾」としたら、この人は生存することが不可能になってしまう。これでは明らかに、人間が「健康にして快適な最低限の生活をする権利をもつ」という「生活権」の思想に反することになる。⁽⁸⁾

以上を要約すれば、「社会的共通資本」の概念は、社会的公正の側面、つまりそのサービスを受けるために、誰もが「健康にして快適な最低限の生活を営む権利をもつ」という基本的権利を満たすという面からも重要であることが分かる。

水、空気、土（土壌・土地）などの、いわゆる自然資本を無限にあるとか、単に私的資本と見なすのではなく、「社会的共通資本」とみなすことは、以上のような理由からも重要である。空気を例にとっていえば、都市の中心部における自動車の混雑や渋滞から当然混雑現象が予想されるのであり、それをそのままに放置すれば、そこに住む住民からきれいな「空気」としての「社会的共通資本」を奪う結果になるからである。われわれは先に、ドイツのフライブルク市での交通政策の事例を紹介したが、フライブルク市は「空気」を「社会的共通資本」とみなして、このような考え方に立って「混雑」状況を回避したといえるわけである。

また、土（土壌）についていえば、昨今のバブル現象やバブルの崩壊は、本来「社会的共通資本」であるべき「土（土地）」を個人や法人の私有とみなしてきたことに起因する。そのために土地の価格や土地取り引きに制限を設けることなく、全く自由な取り引きに任せてしまい、結果的に土地に対する「投機」をおおるといふ日本の土地政策からの必然的な結果でもあったといえる。これに対して、ドイツでバブル現象が生じなかったのは、土地の価格や取り引きに厳しく規制が設けられているために、土地に投機することが起こり得なかったことによる。

以上のことから、これからの環境保護の視点には何を「社会的共通資本」とみなすかという市民や地域住民のコンセンサスがますます重要になってくると思われる。その際に、自分の知識のみを正しいとみなすのではなく、自分はどこに位置するのかという視野に立った広い意味での調和的な知識のあり方を目指すこと、そのような知識を得たならそれを「外部」に説明することが重要となる。それが次の問題となる。

第3章 環境倫理の可能性——人間と自然の調和について

知識の二つのあり方

知識を、純粋な理論的研究分野に限るのではなしに、広く一般に行為や行動、実践の領域でとらえるならば、知識はどのようなものであるべきかがここでのテーマである。

現代アメリカの詩人・作家であり、環境についての優れたエッセイストでもあるウェンデル・ベリーは、『言葉と立場』（1983年）という本の中で、知識を「情報」としての知識とこの知識に「限界を課す（制限する）」ために働く知識の二つに分けている。

まず最初に、ベリーが「情報」としての知識と呼んでいるものは、通常、事実についての情報や知識、いわゆる「客観的」知識といわれるものであるが、彼によればこうした知識の見方は以下のような、二つの前提の上に成り立っている。「いわゆる知識（情報）が<充分>にあり得るという前提、そして時間と仕事は不足しているという前提である」。⁽⁹⁾ 情報が<充分>にありうるという前提からは、「十分な情報」に基づいた決定が可能であるという仮定が導かれるし、またそうした仮定からは、「あらゆる問題は<技術の進歩>によって解決されるだろうとか、いかなる問題も切迫感、情報、資金を広くつぎこむことで速やかに解決され得る」⁽¹⁰⁾ といった「産業的楽天主義」の教義への信仰が生ずることになる。

しかし、日常生活を見ればすぐ分かることだが、何かを決定する時にも、われわれは決して

常に十分な知識（情報）を持ちあわせているわけではない。重大な決断を下すさいにも、われわれが驚くほど無知だということもありえる。この例としてベリーは結婚を挙げている。結婚に際してわれわれは、決して「十分な情報」のみによって決断したりするわけではないからである。

そこで、ベリーが第二の種類の知識と呼んでいるものが重要となる。それは、「情報を含んだ類の知識であるが、情報とは同じものでは決してあり得ない」。この（第二番目の）知識は、「常に第一の種類の（情報としての）知識の限界を含み、また明らかに第一の種類にしばしば限界を課していることが分かる」。⁽¹¹⁾ このような知識とは行動や実践のために、一定の、部分的な知識（情報）に従うことで決断し、そこから一つの可能性を選択し、他の可能性を最終的にはあきらめるような知識のことである。

行動や実践においての知識を考える上で、結婚と並んで、次にベリーが挙げている例はさらに分かりやすい。それは、ある人が新しく農地を手に入れ、そこに移り住んで農業を営む場合である。ついでに言うと、これは彼自身がここ十数年間に渡って経験してきたことでもある。

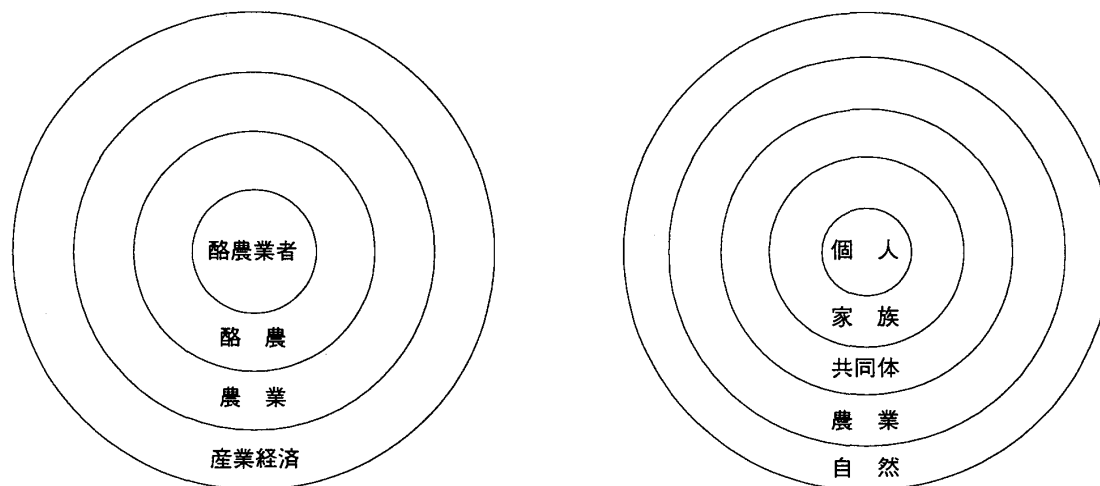
最初、農場に移り住んだ時には、彼の夢や希望、計画は大きくふくらむにちがいない。だが、時間の経過と共に必ずしも事が順調に進むわけではないということを知るようになる。農場では一年、一年がゆっくりと進むからである。自然の歩みはわれわれの思いよりはるかに遅い。工業や商業での機械やコンピューターのように、自然はわれわれの思い通りに歩むわけにはいかないからである。自然災害もあるかもしれない。ここでは「時間と仕事が不足している」というのではなく、われわれは多くのものについて無知であることを認めねばならず、無知でありながらも行動し実践しなければならず、そのためには農場としての場（場所）にとどまらねばならない。

「正しい規律」と「十分な時間」とは、切り離せない概念である、正しい規律は急がされてはならない。というのもそれは、何がなされねばならないかについての知識であり、かつそれをしようという、そのすべてを正しくしようという意欲だからである。良い働き手は、「良い仕事」が急ぎや緊急時や非常時にも正しく責任をもってなされるとは考えない。また仕事が完了した後、その価値を証明するのにはなお多くの時間がかかるということも承知している。結果を経験し、研究し、理解するには、留まらねばならない。結果と共に暮らすことで結果を理解し、必要であればさらに生活し、働く事で正さねばならない。⁽¹²⁾

ここで「良い仕事」とはどのような仕事をいうのだろうか。ベリー自身ははっきりとそれに答えているわけではないが、それは、彼のいう「愛」と「熟知」と呼ぶにふさわしい知識（ベリーのいう第二の種類の知識）から生まれるように思われる。つまり、「熟知」とは「良い仕事」に仕えるような知識のことである。また、「良い仕事」は「規模の適切さ」の問題と切り離しえない。というのも、「良い仕事」は量ではなく質にかかわるものだからである。さらには、「細部を見届ける」ための「適切な謙虚さ」ということも重要となる。⁽¹³⁾

農業における知識の場——農場の体系

農業においては、知識はその場（場所）と切り離しえない。なぜなら、農場は生活の場、基盤でもあるからだ。そうした農場の体系的な場を、ベリーの挙げている図によって示すと次のようになる。⁽¹⁴⁾



左側の図から少し解説したい。まずベリーの言葉を引用しよう。左の図では、「第一に、あまりに多くのことが忘れ去られている。家族や共同体、自然、それぞれの要求が、すべて無視されている」。⁽¹⁵⁾ ここから分かることは、明らかに、主眼は一番外側の産業経済に置かれているということだ。つまり、酪農家の知識や行為は、最大限の利潤を追及するために用いられるのであって、酪農家の意図も酪農も、また農業もその外側にある産業経済の論理に従うものと見なされる。言い換えれば、それぞれの体系の価値は一番外側の産業経済の体系に従属するかたちでしか認められない。

この点についてベリーは、以下のようなコメントを付け加えている。

1. 1944年から1975年という期間に……酪農業者が大幅に減った。弱小な——常に弱小な——酪農業者は、その「製造装置」の比較的「非能率」のために締め出されてしまった。
2. 牛乳生産の工業化を含む農業の工業化は、農業の専門家でさえ気づき始めている深刻な問題を引き起こした。すなわち、土壌浸蝕、土壌圧密、化学中毒と汚染、エネルギー不足、数種の金銭トラブル、植物や動物の種の消滅、土壌生態の崩壊などである。⁽¹⁶⁾

他方、右側の図を見てみると、その中心にあるのは一人の農夫であり、この円の中には彼の関心や利害が含まれている。次いでそのまわりに家族、さらには共同体の体系、さらにそれを取り巻くように農業の体系が位置づけられる。一番外側に自然という体系が置かれる。ベリーのいう農場の体系とはこのような複数の体系からなるものであり、個々の体系およびその関心や利益はそれぞれ独立しているとみなされる。だが、独立しながらも相互に影響しあって、そうした相互作用のうちに体系全体のバランスが保たれていると考えられている。要するに、右側の図が示しているのは、農場を豊かに保つということは、単に農業生産を上げるということだけでなく、土壌を豊かにすること、農夫、家族、共同体にとって知識や経験が蓄積されていくこと、自然を含めた生活基盤を整え、安定させていくことを意味している。⁽¹⁷⁾ このような体系と

しての場に描かれているのは、それぞれの体系の生態学的なバランス、自然界における調和、人間と自然の調和的關係である。

自然界における調和や生態学的なバランスについて、われわれは水や大気の循環、バクテリアの働き、動物と植物の共生関係、「食物連鎖」や「存在の鎖」（全ての被造物を一つの秩序の形に整序するような連鎖ないしは漸次的移行があるという考え方——平凡社『西洋思想大事典』による）など様々な知識を得ているが、それ以上に無知のことは多い。ところで、「食物連鎖」や「存在の鎖」の考え方には「位階性」の概念がそなわっているのも確かであって、そうした「位階性」に基づいて自然界の調和的な秩序が保たれていると考えられている。

ベリー自身もそうした見方に立つが、それは次の言葉からもわかる。「<被造物>が豊かで変化に富むのは、生命が豊富だからではなく、<被造物>が秩序正しく、多様性に富む生きものが安心していられる場所に満ちているからである」。⁽¹⁸⁾ ここには、それぞれの種がしかるべき「場」（場所）に位置することで安定した秩序を保つことができるという「位階性」の考え方がある。また、「存在の鎖」自体は「生き物（被造物）と価値の位階」を理解するための方法であると断った上でこうも述べている。「生き物は、等しいことによつてではなく、それぞれの種の相違によつて保護されているという考えが<存在の鎖>にはある」。⁽¹⁹⁾

では、人間と自然との調和について、ベリーはどのように考えているのであろうか。

人間にとり調和とは、常に人間の作り出した人為的なものであり、その作り方を知らず、それをすすんで作らなければ、調和はないことになる。そこで人間にとって、私が語っている調和は道徳律として知られているものに必然的に似通ってくる——つまり人間にとって道徳律とは生態学および農業的調和の表記法の重要な部分ということになるのだ。多くの人々が、情報を徳の安全な代用物として認めてきたようだが、これは、人間が長い仕事と長い時間に向き合つて短い人生を送る準備をしなければいけない、ということを取りわけ無視している。⁽²⁰⁾

もちろん、ベリーは、すべての人間に農業を勧めているわけではない。そう言うことは間違っている。しかしながら、先に述べた農場の体系を、人間と自然との調和的關係、生活と環境との關係、そのための知識のあり方にとって一つの範例とみなしていることは確かである。なぜなら、そのような農場の体系は、それを構成する複数の体系の生態学的バランス、自然界の調和に基づく「道徳律」にのつてのモデルとみなされるからである。

アカウンタビリティ 説明責任能力について

『言葉と立場』という書物を一貫して貫いているモチーフは、「話し手と言葉の間の誠意（正確さ）」や「忠実さ」から、われわれはいかにして離れていったかという問題である。これについてベリー自身は、「自分のことばを守るといふ考え、ものごとを正確に表す言葉といふ考え、言葉に忠実な行為といふ考え」でもつて答えようとしている。⁽²¹⁾

われわれは、ここで、ベリーが言葉を単なる知識や情報、意志の伝達的手段とみなすのではなく、何のために、また何をめざして行動すべきかという目的や主題とのかかわりでとらえていることに注目したい。言葉を単なる伝達手段とみなすだけでなく、個々人の発言や表現など

がその人の「外部」の世界に対して何らかの影響を及ぼすものと見るならば、言葉は個人の関心や利害にかかわるのみならず、広く社会や自然にもかかわるものとなる。

われわれは、先にベリーの農場の例において、一人の農夫が自分の関心や利益を守りたいと思うならば、家族に対しても、共同体に対しても、農場や農業はもちろん自然に対しても何らかの責任を負うことを結論として得たのであるが、それは個人の体系を含めた複数の体系全体の安定性のためであった。

自然にかぎらず、おそらく社会においても、その制度やしきみ、組織、あるいは人間関係のあり方にいたるまで、そうした複数の体系を想定しうるであろう。また、そうした複数の体系からなる全体においては、個人の言語使用はその人の「内部」と同じくその外側にある「外部」の体系にとっても何らかの影響を及ぼすといつてよいだろう。

かくして、ベリーのいう「話し手と言葉の間の誠実さ（正確さ）」という問題は、その個人の「外部」に対する説明責任能力の問題となる。

説明責任能力（accountability）とは、今日、情報公開との関連で議論されることが多いが、定義によれば、「あることを任されている代わりに、それに対してきちんと説明する責任を有すること」と言われる。例えば、「政府は人々に対して、企業は株主に対して、たんに組織や事業を円滑に運営する責任（responsibility）を有するだけでなく、事業内容、財務など重要事項についても十分に、かつ正確な報告を行う責任をもつこと」である。⁽²²⁾

こうした説明責任能力にとって重要なのは、まず相手方を異なる立場にある者として認め、その上で異なる立場にある人々に理解できるような言葉で話すことである。

ベリーが論じているように、「知性の専門化」のために、自分たちの組織の「内部」で通用する言語が「外部」に対しては通用しないとか、そうした不安、恐怖のために秘密保持や情報の非公開につながるとしたら、そうした言語使用は、「自分の居所や同席者がわかりにくくなっている」という点で「病んでいる」ということになる。⁽²³⁾ まして、一片の通達や専門用語やデータの羅列で「外部」に対する説明に代えるとしたなら、その当事者の説明責任能力は欠如していると言わざるをえない。というのも、問題解決するために共に行動するという視点に立つなら、他の体系に位置する人々に対しても開かれており、たとえ対立する場合でもその原因を明らかにしなくてはならないからである。

結論として、われわれは「便利さ」に象徴される豊かさは一つの特異な豊かさに過ぎないということを見てきた。そうした「経済的豊かさ」の他にも、人間の生活基盤としての社会資本や「社会的共通資本」としての豊かさ、さらにはお互いの個性を認め合うこと、協力や共同によって表される「人間関係の豊かさ」ということもあるだろう。また、「未来の世代に通ずるための豊かさの蓄積」という視点も重要である。

環境倫理の基盤は生活である。したがって、環境倫理は生活から離れるのであってはならない。産業社会はその中に多くの種類の専門家を産み出したが、過度に専門化した知性は今や説明責任能力というカベに突きあたっている。環境倫理が問題解決のために役立つとするなら、そのためには、自らの言葉や知識を「外部」つまりは第三者や公けに向けて分かりやすく説明するものでなければならないだろう。

最後に、環境倫理としての「動物の権利」や「自然の権利」の問題、ディープエコロジーや

マレー・ブクチンらのソーシャルエコロジー、エコ・フェミニズムについて今回は触れることはできなかったが、機会をみて論ずることにしたい。

注

- (1) 『宇沢弘文著作集』第1巻「社会的共通資本と社会的費用」, 岩波書店, 1994年, 106ページおよび195ページを参照。
- (2) 同上, 70ページ
- (3) 同上, 87ページ
- (4) 同上, 87-88ページ
- (5) 同上, 103ページ
- (6) 同上, 103ページ
- (7) 同上, 91ページ
- (8) 同上, 176ページ
- (9) Wendell Berry. Standing by Words. North Point Press, 1983 (邦訳書『言葉と立場』, 谷 恵理子訳, マルジュ社, 1995年, 78ページ)
- (10) 同上, 83ページ
- (11) 同上, 81ページ
- (12) 同上, 84-85ページ
- (13) 同上, 85ページ
- (14) 同上, 56-57ページ
- (15) 同上, 57ページ
- (16) 同上, 54ページ
- (17) このような農場のあり方について, 宇沢弘文氏は農業という概念規定より, むしろ「農の営み」という言葉で言い表している。『宇沢弘文著作集』第10巻「高度経済成長の陰影」, 岩波書店, 1995年, 156ページ参照
- (18) 『言葉と立場』, 207ページ
- (19) 同上, 209ページ
- (20) 同上, 91ページ
- (21) 同上, 38-39ページ
- (22) John Friedmann, Empowerment The Politics of Alternative Development. Blackwell, 1992 (邦訳『市民・政府・NGO』, 齊藤千宏・雨森孝悦監訳, 新評論, 1995年, 7ページの訳者による基本用語集を参照)
- (23) 『言葉と立場』, 52ページ

参考文献

- 資源リサイクル推進協議会編 『「環境首都」フライブルク』中央法規, 1997
 今泉みね子 『緑のフライブルクで愛を見た』講談社, 1994
 今泉みね子 『ドイツを変えた 10人の環境パイオニア』白水社, 1997
 宮本 憲一 『環境経済学』岩波書店, 1989
 『宇沢弘文著作集』第6巻「環境と経済」, 岩波書店, 1995
 伊東俊太郎編 『講座「文明と環境」第14巻, 環境倫理と環境教育』朝倉書店, 1996
 小原 秀雄監修 『環境思想の系譜1 環境思想の出現』東海大学出版会, 1995
 小原 秀雄監修 『環境思想の系譜2 環境思想と社会』東海大学出版会, 1995
 小原 秀雄監修 『環境思想の系譜3 環境思想の多様な展開』東海大学出版会, 1995
 アルド・レオポルド 『野生のうたが聞こえる』(新島義昭訳) 講談社学術文庫, 1997